

指摘事項・意見等一覧表

- 【指摘事項】
- ・法令、基準等に違反していると認められるもの
 - ・その他適正を欠く事項で是正する必要が認められるもの

対象なし

- 【意見等】
- ・事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から、検討する必要があると認められるもの
 - ・その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの
 - ・制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

年度	番号	監査区分	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
2	58	定監	都市整備部 住まい政策課	市営住宅の住宅使用料、敷地(駐車場)使用料等について	住宅使用料等を未納のまま退去した者に対する徴収業務については、債権回収を取り扱う弁護士法人に委託しています。当初示した契約期間を過ぎてもなお、現時点においても特名随意契約によって、同事業者と契約を締結しています。継続的に徴収業務を行うことで一定の効果が出ていることは理解できますが、当初の委託契約開始からすでに7年が経過していることから、改めて広く募集したうえで事業者を選定するよう見直しを行ってください。	退去者滞納者に対する徴収業務を委託する事業者について、改めて広く募集し、プロポーザル方式により事業者の選定を令和3年度中に行います。
2	59	定監	都市整備部 建築営繕課	宝塚市公共施設(市有建築物)白書について	宝塚市公共施設(市有建築物)白書については、公共施設の状況を示す基礎的データであるものの、情報が更新されないまま市ホームページに掲載されています。現在のホームページ内容を見直し、市民にとって分かりやすい情報提供に努めてください。	白書に示す内容については、宝塚市公共施設等総合管理計画及び宝塚市公共施設マネジメント基本方針に移行され、白書としては更新する予定はありませんが、市民に分かりやすい情報を提供するため、公共施設の状況を示す基礎的なデータ更新の取組に努めていきます。
2	60	定監	都市整備部 市街地整備課	公益施設管理運営事業について	さらに仁川・ピピアめふ(以下「公益施設」)の管理運営については、令和元年度から指定管理者制度に移行しています。平成30年度と令和元年度の稼働率を比較すると、大きな稼働率の向上は見られませんでした。施設のPR不足が一因であると考えられることから、今後、市は施設のPRなど側面的な支援を行い、公益施設の稼働率の向上に努めてください。	公益施設の運営については、指定管理者制度を導入し、民間事業者の効率的な施設管理や柔軟な発想による自主事業に努めています。SNS等による情報発信や様々なイベントによる集客を行いました。新型コロナウイルス感染拡大の影響により稼働率が向上しませんでした。今後は、利用者のニーズに合ったサービスを提供するとともに、未活用になっている屋外テラスの活用について市と事業者が協力して取り組みます。

年度	番号	監査区分	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
2	61	定監	産業文化部 商工勤労課	宝塚市住宅リフォーム補助金について	<p>当該補助事業において利用された市内施工業者の業者数について確認したところ、平成30年度10者、令和元年度8者、令和2年度13者(見込み)となっている上、施工業者の延べ件数にも偏りが見られ、特定の業者が利用されている状況でした。また、宝塚市補助金交付基準において「個人給付の補助金は、適切な所得制限等を設けること。」とあるにもかかわらず、当該補助事業は所得制限が設けられていません。</p> <p>一定効果があることは理解できますが「市内産業の活性化及び雇用の創出」という補助目的が達成されているか疑問が残ります。事業の目的及び効果を整理・検証し、補助金の目的に沿った事業の在り方を検討してください。</p>	<p>当補助金制度における市民のリフォームの動機付けについては、毎年の市民からの問い合わせの声及び本補助金への応募状況から、本補助金には一定の効果は認められますが、利用されている市内施工業者が少ない点については、市内施工業者の対象数の把握に努め、利用される施工業者の偏りが是正できるよう事業の見直しを検討します。</p> <p>また、令和4年度以降については、市の財政状況を注視しつつ、施工業者の偏り是正など事業効果を高めるための検討と併せて本補助金スキームの再検討を行い、継続すべきであるかを総合的に判断していきたいと考えています。</p>
2	62	定監	産業文化部 農政課	宝塚市自然休養村管理運営指導事業委託契約について	<p>宝塚市自然休養村管理運営協議会と特名随意契約している宝塚市自然休養村管理運営指導事業委託については、仕様書に具体的な業務内容が明示されておらず、積算金額の明確な根拠もありませんでした。また、協議会から、委託料の一部が構成団体へ委託事業を実施するための補助金として交付されています。構成団体のため第三者ではありませんが、当該契約に記載されている再委託等の禁止に抵触するのではないかと思慮します。</p> <p>このように、協議会事務局を農政課が担っており、委託契約の委託者及び受託者双方の事務を同一課が所管する弊害が出ているのではないかと憂慮します。今後、長期的な視点で団体独自の事務局体制づくりを進めていく必要があると考えます。</p> <p>当該契約の業務内容を鑑みると、委託料での事務執行は不相当であると考えます。業務内容について、本来市がすべきことと受託者がすべきことを整理した上で、公益性があり、かつ必要性が認められるのであれば、補助金への変更も検討する等、制度全体を見直すべきではないかと考えます。</p> <p>なお、今回意見した内容は、平成20年度及び平成24年度定期監査において意見を付しておりますが、改善に向けた取組は不十分であったと言わざるを得ません。引き続き、透明性のある適正な公金の支出に向け、事務処理の適正化に取り組んでください。</p>	<p>令和3年6月開催の宝塚市自然休養村管理運営協議会の総会にて、令和3年度の委託契約は行わない旨を説明し、承認を得ています。今後、同協議会は西谷収穫祭のみを行うための団体となると考えられるので、7月に開催予定の総会の場合から、西谷収穫祭の今後の運営方法についての協議を始めています。</p> <p>また、協議会の事務局についても、西谷収穫祭の運営方法によって自然休養村管理運営協議会を存続させるかが決まるため、総会で協議していくこととなっています。</p>

年度	番号	監査区分	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
2	63	定監	産業文化部 北部振興 企画課	宝塚市北部地域まちづくり基本構想に係る取組状況等について	平成29年6月に「宝塚市北部地域まちづくり基本構想」が策定されました。本構想に示された取組状況・取組効果を確認したところ、取組効果に関して説明が少ない状況でしたので、は具体的な数値で説明ができるようにする必要があります。また、北部振興企画課においては積極的に情報収集を行い、北部地域における振興施策の総合調整役を担っていく必要があります。令和3年度には基本構想に係る取組の総括が行われる予定です。北部地域における交流人口増、定住人口の維持に取り組んでください。	宝塚市北部地域まちづくり基本構想の総括については、現在、各事業担当課に進捗及び今後の方向性を確認しています。一方で、関係課からなる「庁内検討会」を立ち上げ、基本構想の検証とあわせて、北部地域振興の課題抽出と新たな取組事項等を整理し、必要に応じ北部振興企画課が調整を行っていく予定です。交流人口の状況については、北部地域の集客施設への来客数について確認を進めており、庁内検討会の場で共有する予定です。
2	64	定監	産業文化部 文化政策課	各文化関連施設の連携について	コロナ禍の影響を考慮しても、稼働率・利用件数は減少傾向にあります。例えば国際・文化センターの減少理由について、所管課から「利用者の高齢化により利用件数等が減少している。」旨の説明を受けましたが、若年層などの新たなニーズを呼び込む工夫も必要ではないかと考えます。 令和2年6月に開館した文化芸術センターをきっかけとして、各文化関連施設がより一層連携し市内全体を盛り上げることで、稼働率・利用件数が向上するよう取り組んでください。	国際・文化センターでは、令和2年度に施設のホームページを刷新し、ギャラリーや施設内の様子を動画や写真等で分かりやすく紹介しています。これにより、ホームページを見て問い合わせたという人が増加するなど、新規利用者の獲得に繋がっています。また、現在、営利目的や市外在住者の利用が少ない傾向にありますが、これらの利用も可能であることを発信し、利用の増加に努めていきます。 令和3年6月には、国際・文化センターが共催事業として「宝塚温泉写真展」を開催し、6日間で848人の来場者を得ました。中には写真展を見るために同センターを初めて訪れたという声もあり、これについては、同時期に文化芸術センターでは「モダン宝塚のレガシー」展を、また、宝塚文化創造館では企画展として「街と宝塚歌劇」を開催し、宝塚の歴史や文化を異なる視点で掘り下げた展示を見るために各館を回遊された方もいると聞いています。 このほか、文化芸術センター、手塚治虫記念館及び文化創造館の3館で、令和2年度には合同で小・中学校の校外学習モデルコースを検討し、チラシを作成、配布したほか、今年度はクイズラリー企画を検討しています。 今後も国際・文化センターを含む各文化関連施設が連携して文化芸術活動を展開することで、多くの市民が文化芸術に親しめる環境づくりに努めるとともに、各施設の利用増加につながるよう図っていきます。

年度	番号	監査区分	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
2	65	財援	社会教育部 スポーツ振興課(公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社関係)	現地調査の実施等について	<p>所管課現地調査の状況については、平成29年3月9日に実施した後、令和3年1月25日まで全く実施されていませんでした。また、「施設の老朽化による計画的な修繕、更新対策」は、前回監査等でも意見していますが、本来市が負担すべき修繕であるにもかかわらず、市の予算不足を理由として公社の負担で実施したものが平成18年度から令和元年度までの合計で8,347万円と常態化している状況を鑑みると、むしろ市が主体となって考えていくべきことであると考えます。予防修繕を含む長期的な視点をもって、計画的な修繕を実施するよう努めてください。</p> <p>現地調査は、計画と実績との差を確認することで指定管理業務の執行状況を確認するためだけでなく、指定管理者に業務の誠実な履行を促す効果もあると考えます。今回の監査の中で判明した、屋内及び屋外プール監視業務従事者について市が指定管理者に求めている業務仕様書と公社の再委託の業務仕様書とで資格要件が異なっていたことも含め、所管課においては、今後は定期的な現地調査を実施し、健全かつ良好な関係を公社と築きながら適正な指定管理業務の遂行に努めてください。</p>	<p>所管課として、今後は毎月の業務報告会や予算決算協議だけでなく、経理諸帳簿、給与台帳、施設利用申込書類等の現物確認を行う現地調査を四半期毎に実施し、その実施内容について決裁処理を行います。これをもとに公社と継続的に情報共有と協議を重ねて、健全かつ良好な関係を築きながら、適正な指定管理業務を行うよう努めます。</p> <p>施設に係る修繕計画に関しては、当課において毎年整備の基本方針として、利用者の安全面の確保を優先し危険度の高い箇所順に優先順位を決めています。その優先順位に、公社が調査し作成した「宝塚市立スポーツセンター建物点検に伴う修繕要望」や保全計画書の内容を加えて、市が長期的な視点をもって複数年にわたり、計画的に修繕を実施できるよう取り組みます。</p>
2	66	財援	社会教育部 スポーツ振興課(公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社関係)	利用料金の減免について	<p>公社の減免内容を確認したところ、市が主体的・中心的に関わっていないのではないかとと思われる事業等が見受けられました。これらは、指定管理者の収入に影響するだけでなく、結果として減免対象事業等への実質的な経済支援となります。市主催等事業に係る利用料金の減免については、他の施設等の状況を鑑みながら、予算外の経済支援と疑われることがなく、真に必要な減免となるよう基準の見直しを検討してください。</p>	<p>市立スポーツ施設の減免については、宝塚市立スポーツ施設条例第11条に基づき、公社が内規にて減免規程を設け、施設及び附属設備の利用料金を減免しています。</p> <p>今後は、中体連大会等の新規利用が増えてきている事業については、施設利用する各所管課に、減免を行う大会数の精査と予備日の削減をするよう依頼していきます。その他の減免についても、体育協会事務局であり指定管理者である公社と協議して、減免対象事業等の見直しを検討していきます。</p>

年度	番号	監査区分	部課	監査項目	監査結果の内容(概要)	措置結果の内容(概要)
2	67	財援	市民交流部 市民協働推進課(全施設共通)	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い休館要請した施設の指定管理料の補填について	<p>各指定管理者から申請のあった施設27施設中5施設は、損失収入及び減少経費等について積算の記載が見られる一方、残りの22施設は減少経費等の積算の記載が無く、損失収入のみをもって、その全額が補填されていました。所管課に確認したところ、「損失収入及び減少経費については、各指定管理者に口頭及び電話確認を行い、十分協議した上で決定したが、令和2年3月分の光熱水費の支払いについては、費用確定に時間を要し、令和元年度出納閉鎖期間までに支払いを終える必要があったため、領収書や請求書の添付までは求めなかった。」旨の説明を受けました。</p> <p>年度末の限られた期間の中で確認手続や精査を行う必要があったことは一定理解しますが、事前に減少経費等の積算にあたっての対象経費や積算基準を例示するとともに、記載内容が不十分な申請については、内容修正を依頼して積算内容を記載してもらうなど根拠を明確にしておく必要があったのではないかと考えます。</p> <p>今後所管課において同様の申請を受ける際には、あらかじめ申請書の記載方法について分かりやすく説明を加えておくとともに、提出された申請内容を十分に精査し、申請書の記載内容が不十分であるものに関しては、指定管理者に対し修正を依頼するなど、施設間に取り扱いの不公平が生じないようにしてください。</p>	<p>令和2年度における新型コロナウイルス感染症拡大に伴い休館要請した施設の指定管理料の損失補填については、各指定管理者への確認手続をより入念に行い、十分に精査を行った上で、金額を確定しました。</p> <p>具体的には、当該期間における施設の運営に要する費用については、各施設における令和元年度収支決算書(光熱水費以外)を基に約1箇月分の運営費を算出したうえで、令和2年度の光熱水費実績(損失補填対象期間)を加算し、当該期間における施設の運営に要する費用相当額を算出するほか、臨時休館したことに伴う減少経費については、令和元年度及び令和2年度の光熱水費データ(領収書や請求書等)の提出を求めた上で、損失補填額の最終確定を行いました。</p> <p>引き続き、損失補填手続にあたっては、申請書の記載方法について分かりやすく説明を加えるとともに、施設間の取扱いに差が生じないように、各指定管理者と十分に協議を行い、十分に精査した上で損失補填額の確定を行っていきます。</p>

※詳細な「監査結果の内容」及び「措置結果の内容」については、「措置回答.pdf」をご覧ください。